

- * 療養報告書は医療機関で記入していただく必要はありません。保護者の方がご記入ください。
* 医師に指示された療養期間を超え、症状が軽快しない場合は再度病院を受診するようお願いします。
* 療養終了日は表の「出席停止期間の基準」を満たしていることを確認の上、ご記入ください。

学校長

以下のとおり、感染症にかかり療養していましたが、出席停止期間の基準を満たす状態に回復し、登校可能であることを報告します。

千葉市立_____学校

_____年 _____組 氏名 _____

提出日 _____年 _____月 _____日 保護者氏名 _____

- 1 受診した医療機関名 _____
2 発症日 _____月 _____日
3 療養期間 ①療養開始日 _____月 _____日 ②療養終了日 _____月 _____日

該当疾患 に○	疾患名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ(A B 不明) ↑ いずれかに○ 基準2つをみたしているか確認 ☒ →	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過するまで 解熱した日の翌日から数えて2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 基準2つをみたしているか確認 ☒ →	発症した日(無症状の場合は検体を採取した日)の翌日を1日目として5日経過するまで 症状が軽快した日の翌日から数えて1日を経過するまで。 * 軽快とは…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善していること。
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復するまで
	ウイルス性肝炎(A型)	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	伝染性紅斑(りんご病)	発しん期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能
	手足口病	全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症 ()	医師により感染のおそれがないと認められるまで

学校記載欄(メモ)